

特定看護師



従来の看護師より幅広い活動を行うことで、

タイムリーなケアの提供が可能となります。

特定看護師/救急看護認定看護師

特定看護師とは・・・

2015年より厚生労働省にて施行された「特定行為に係る看護師の研修制度」に基づき、医師の包括的指示である手順書を用いて、特定の診療補助行為をできる看護師のことを言います。

特定看護師は、特定行為が安全に実施できるよう、厚生労働省指定研修機関で長期研修を受け、厚生労働省より認可を受け、さらに当院でも継続して技術の維持・向上を目的に日々研鑽しております。

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う行為です。刻々と変化する症状へ対応し、悪化の有無を適切に判断し、必要な医療行為を迅速かつ的確に行います。

当院特定看護師が行う特定行為（6区分15行為）

- ・経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- ・侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ・人工呼吸器からの離脱
- ・直接動脈穿刺法による採血
- ・橈骨動脈ラインの確保
- ・末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- ・持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- ・持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- ・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- ・持続点滴中の利尿薬の投与量の調整
- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・脱水症状に対する輸液による補正



オリジナルワッペン

※当院では、特定行為研修修了者を略して“特定看護師”と呼称しております。

特定行為委員会 田中 達也（脳外科 特定行為指導医）

草場 賢太郎（救急看護認定看護師/特定看護師）